

町田市公園緑地等における公益的活動の実施に関する要領

第1 目的

この要領は、公園緑地における公益的活動の実施に関し必要な事項を定めることにより、協働による効率的かつ効果的な公園緑地の管理を推進し、もって公園緑地の環境の保全に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公園緑地 次に掲げる公園等をいう。

ア 都市公園（市立の都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園をいう。）

イ 都市公園以外の公園（都市公園以外の市立の公園又は緑地をいい、町田市（以下「市」という。）が当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。）

ウ ア及びイに掲げるもの以外の都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条第1項の緑地

エ 町田市ふるさとの森設置要領（1995年4月1日施行）第2の規定により設置したふるさとの森

オ アからエまでに掲げるもののほか、市が所有する公園予定地

(2) 公益的活動 公園緑地の清掃その他の公園緑地の維持保全を図る活動をいう。

第3 公益的活動団体の登録等

1 公園緑地において公益的活動を行おうとする団体は、市長又は指定管理者に申請し、公益的活動団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 団体登録の期間は、登録を受けた日から当該日の属する年度の末日までとす

る。

- 3 団体登録を受けた公益的活動団体（以下「登録団体」という。）は、別に定める公益的活動に関する活動基準（以下「基準」という。）に従い公益的活動を行わなければならない。

第4 団体登録の条件

- 1 団体登録を受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。
 - (1) 市内の町内会・自治会、子ども会又は老人会
 - (2) 市内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれに準ずる教育機関
 - (3) 市内に事業所を置く事業者
 - (4) 次に掲げる要件を満たす団体
 - ア 市内に活動の拠点を置くこと。
 - イ 構成員が5人以上であり、その3分の2以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
 - ウ 代表者が18歳以上の者であること。
 - (5) 各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、団体登録を受けることができない。
 - (1) 公序良俗に反する団体
 - (2) 政治活動を目的とする団体
 - (3) 宗教活動を目的とする団体
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長または指定管理者が、登録を不适当と認める団体

第5 団体登録の手続

- 1 第3第1項の規定による申請は、市長または指定管理者が指定する電子情報処理組織を用いた方法又は町田市公益的活動団体登録申請書（第1号様式）により提出する方法で行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは町田市公益的活動団体登録承認書（第2号様式）により、不適当と認めるときは町田市公益的活動団体登録不承認書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

第6 団体登録の制限

- 1 団体登録は、原則として一の公園緑地につき1団体とする。ただし、面積が3万平方メートルを超える公園緑地にあつては、おおむね1万5千平方メートル当たり1団体の団体登録をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、団体の規模、活動目的、その他の理由により有益であると認めるときは、市長又は指定管理者は、一の公園緑地について区域もしくは日時を区切り、複数の団体登録をすることができる。

第7 公益的活動の内容変更等

- 1 登録団体は、登録の内容を変更し、又は取消しを希望するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長又は指定管理者が指定する電子情報処理組織を用いた方法で、市長又は指定管理者に申請しなければならない。ただし、市長または指定管理者は、申請人が市長又は指定管理者の指定する電子情報処理組織を用いた方法による申請が困難であると認めるときは、当申請を町田市公益的活動登録内容変更（取消し）承認申請書（第4号様式）に関係書類を添えて行う方法に代えることができる。
- 2 市長又は指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、町田市公益的活動登録内容変更（取消し）承認書（第5号様式）により、当該申請者に通知する。

第8 公益的活動の停止

市長又は指定管理者は、天災地変その他の災害があったとき、又は公園緑地の管理上必要があると認めるときは、公益的活動を停止させることができる。

第9 活動報告

登録団体は、４月から９月まで及び１０月から翌年３月までの期間（以下それぞれ「上半期」、「下半期」という。）ごとに、市長に対し、市長が指定する電子情報処理組織を用いた方法で、活動実績を報告しなければならない。ただし、市長は、申請人が市長の指定する電子情報処理組織を用いた方法による報告が困難であると認めるときは、町田市公益的活動報告書（第６号様式）に関係書類を添えて市長に報告する方法に代えることができる。

第１０ 是正措置

登録団体は、登録の内容又は基準に適合しないため是正すべきことを指示されたときは、当該是正の措置を講じなければならない。

第１１ 団体登録の取消し

市長又は指定管理者は、第７に規定するもののほか、登録団体が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

- （１）団体登録の内容又は基準に違反したとき。
- （２）第８に規定する停止の指示に従わないとき。
- （３）第９に規定する活動実績の報告を行わないとき。
- （４）第１０に規定する是正の措置を講じないとき。

第１２ 謝礼金の支給

- １ 市長は、登録団体（第４第１項第２号及び第３号に該当する団体を除く。）から第９の規定による報告があったときは、その内容を審査し、団体登録の内容及び基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内において、別表第１に定める公園緑地の区分及び別表第２に定める登録団体の区分に応じ、別表第３に定める謝礼金を当該登録団体に支給する。
- ２ 第７第２項の規定により取消しの承認を受けた場合、第８の規定により公益的活動を停止された場合、年度の途中に団体登録を受けた場合、又は公益的活動を行わなかった期間がある場合における前項の謝礼金の額の算定は、当該公益的活動の活動期間に応じ、月割りにより行うものとする。この場合において、

当該活動期間に1月に満たない日数があるとき、又は月割りで算定した額に1円未満の端数があるときは、これらを切り捨てるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第11の規定により団体登録を取り消された団体に対しては、当該取消日の属する半期分の謝礼金は支給しない。

第13 謝礼金の返還

- 1 市長は、第11の規定により団体登録を取り消した場合において、当該団体に対し既に謝礼金を交付しているときは、期限を定めて、町田市公益的活動謝礼金返還請求書（第7号様式）により、返還を請求するものとする。

第14 謝礼金の辞退

公益的活動団体が謝礼金の受領を辞退するときは、市長に、町田市公益的活動謝礼金受領辞退届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

第15 成果報酬

- 1 市長は、公園緑地の更なる管理水準向上のため、団体と活動内容の追加に対して協議し、管理水準の向上が認められる活動の追加の合意が得られた団体に対し、成果報酬を与えることができる。
- 2 合意を得た団体は、市と成果報酬の内容について協議を行う。

第16 成果報酬の使途の制限

成果報酬は、当該団体内のみ有効とし、他の団体や個人への譲渡及び販売等することができない。

第17 成果報酬団体登録等

- 1 市と活動内容の追加に関して合意した団体は、市長に成果報酬団体登録申請書（様式9）を提出する。
- 2 市長は、前項の申請書があったときは、その内容を審査し、適当と認める時は成果報酬団体登録承認書（第10号様式）により、不適格と認める時は成果報酬団体登録不承認書（第11号様式）により、当該申請者に通知する。
- 3 成果報酬団体登録は、翌年度に公益的活動団体登録をした場合は、市もしくは

は成果報酬団体から変更の申し出が無いときは更新するものとする。ただし、内容変更を行う場合は、市長に成果報酬団体登録内容変更承認申請書（様式 12）を提出する。

4 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正であると認めるときは、成果報酬団体登録内容変更承認書（様式第 13 号）により当該申請者に通知する。

5 成果報酬団体登録の取り消しを行う場合は、市長に成果報酬団体削除申請書（第 14 号様式）を提出する。

6 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正であると認めるときは、成果報酬団体登録取消し承認書（様式第 15 号）により当該申請者に通知する。

第 18 成果報酬活動報告

成果報酬登録団体は、4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの期間（以下それぞれ「上半期」、「下半期」という。）ごとに、市長に成果報酬活動内容報告書（様式第 16 号）に関係書類を添えて報告しなければならない。

第 19 補則

この要領に定めるもののほか、公益的活動の実施に関し必要な事項は、市長または指定管理者が別に定める。

附 則

この要領は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、２０２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、２０２６年４月１日から施行する。

別表第１～別表第３ 略